

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省海事局海洋・環境政策課 国土交通省総合政策局海洋政策課	電話番号: 03-5253-8118 03-5253-8266	e-mail: shibata-y2em@mlit.go.jp/nishi-d6397@mlit.go.jp e-mail: inoue-k2qg@mlit.go.jp/
評価実施時期	平成29年7月18日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>目的: 2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(船舶バラスト水規制管理条約)附属書の改正等に対応するもの。</p> <p>内容: 現存船への有害水バラスト処理設備の設置期限を条約発効日以降最初の定期検査開始日としていたものを、条約発効日から2年後以降最初の定期検査開始日とすること、条約発効日から有害水バラスト処理設備を設置するまでの間は、有害となるおそれが比較的少ない水域でのバラスト交換が義務づけられているが、そのような水域が航路上に存在しない現存船については、この対象としないこと</p> <p>必要性: 船舶バラスト水規制管理条約について適切に国内法で担保する必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第299号)附則第4条及び第5条	
想定される代替案	条約附属書の改正に対応した改正であるため、代替案は想定されない。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	なし		なし
(行政費用)	なし		なし
(その他の社会的費用)	一部の現存船からこれまでのように未処理のバラスト水の排出が続くことになり、環境影響の低減対策の効果が現れる時期が遅れる可能性がある。		なし
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	海運事業者にとって、設備設置工事の時期などの柔軟性が高まる。		なし
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上記のような費用と便益を踏まえつつ、国際海事機関の決定に対応するため政令改正を行うもの。		
有識者の見解その他関連事項	今年7月に開催された国際海事機関の第71回海洋環境保護委員会において、各国政府代表等による検討の結果、同附属書の改正等が行われることとなった。 今回の政令改正は同附属書の改正等に対応するものである。		
レビューを行う時期又は条件	船舶による海洋環境の汚染については、我が国も参加する国際会議の場で主に議論し、これに対応して我が国においても必要に応じ評価又は検証を行っていく。		
備考			